

嬉野市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和3年度財政援助団体等監査結果を次のとおり公表する。

令和4年10月28日

嬉野市監査委員 富永 敏文

嬉野市監査委員 三根 清和

第1 監査実施日

令和4年10月13日、14日

第2 監査の対象

1 事業名：令和3年度移住促進事業（移住促進応援金）

対象：60個人

所管課：企画政策課

補助総額：34,989,675円

2 事業名：令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急対策事業（ポイント活用事業）

対象団体：嬉野市商工会

所管課：観光商工課

事業費：99,225,000円

補助額：99,225,000円

3 事業名：令和3年度茶園基盤整備推進事業

対象：1団体及び15個人

所属課：茶業振興課

補助総額：4,243,965円

4 事業名：令和3年度さが園芸生産888億円推進事業

対象：事業実施者のうち1個人

所管課：茶業振興課

事業費：22,000,000円

補助額：12,000,000円

第3 監査方法

監査の実施に当たっては、所管課及び財政援助団体等から提出された財務関係資料、関係帳簿及び証拠書類について審査するとともに、関係者から事情を聴取した。なお、必要と認めたものについては現地調査を実施した。

第4 監査結果

1 令和3年度移住促進事業（移住促進応援金）

(1) 60個人及び企画政策課

補助金交付については、交付要綱に従って適切に処理され、その目的に沿った執行がなれていた。当該事業を利用して令和2年度は95人、令和3年度は140人が移住して来られており、明確な成果が出ている。

ただし、複数のメニューのうち「起業チャレンジウェルカム応援金」に関しては、交付対象経費の見直しや対象者の年齢制限など、検討すべき点が見受けられた。

担当課におかれては、本事業を活用した更なる移住促進に向け努力されたい。

2 令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急対策事業（ポイント活用事業）

(1) 嬉野市商工会及び観光商工課

補助金については、その目的に従い執行されていた。

本事業は、嬉野市商工観光振興事業費補助金交付要綱（平成18年嬉野

市告示第199号)に規定された事業の一つであるが、告示で規定された事業名と予算書に記載された事業名とが異なっている。事業内容に適した事業名とし、適切に記載されたい。

補助金交付の事務については、事業主体団体から提出された文書も担当課において作成された文書も嬉野市補助金等交付規則(平成18年嬉野市規則第42号)(以下「市交付規則」という。)に定められた様式と一部異なっており、記載内容にも誤りが見られた。また、申請書等に添付されている収支予算書、収支精算書の、予算額、精算額の積算内訳が明確にされておらず、さらに、実績報告書に、購入物品や成果品の写真の添付がないため、事業成果の確認が不明瞭であった。

事業主体団体及び担当課におかれては、市交付規則をあらためて確認され、適正かつ第三者からの疑義が生じることのない書類の作成に努められたい。

3 令和3年度茶園基盤整備推進事業

(1) 1団体及び15個人及び茶業振興課

補助金については、その目的に従い執行されていることを確認し、豪雨で被災し、本事業により復旧した茶園の現地の確認も行った。

本事業は、嬉野市農林水産振興事業費補助金交付要綱(平成18年嬉野市告示第142号)に規定されている事業の一つであるが、本事業の災害復旧事業部分については、内規による定めのみとなっている。告示内容を見直し、茶園の災害復旧事業を加えるべきである。また、内規自体も対象事業費の説明内容等を見直されたい。

実績報告書の添付書類について、適切な処理がなされていない領収書や、現地の確認がしがたい現場写真が散見された。担当課におかれては、書類の審査を的確に行い、事業実施者に適切な指導をなされたい。

本事業は、茶業振興の上で欠かせない事業であり、資材高騰などの時勢

を踏まえた補助金額の見直しを行うなど、今後更なる振興に努められたい。

4 令和3年度さが園芸生産 888 億円推進事業

(1) 事業実施者のうち1個人及び茶業振興課

補助金交付に関して、その目的に従い執行され、経理についても適切に処理されていた。また、導入された製茶機械について、適正に管理されていることを現地にて確認した。

補助金交付に係る事務処理については、留意すべき軽微な事項はあったが、概ね適正に処理されていた。

今後とも、担当課やその他関係機関と連携を取り、更なる事業推進に努められたい。

第5 まとめ

以上の各補助金等については、その目的に従い適正に執行されたと認められた。しかしながら、事務処理の一部において、不備が見受けられたため、今回指摘のあった事項については、適正な執行に努められたい。

補助金は、財源が税金で賄われており、公益上の必要性があるものに対して交付される性質上、関係法令に基づき正確かつ適正な事務処理が当然求められるものである。

したがって、事務処理に当たっては、市交付規則等その他関係法令を再確認し、交付団体に対する指導監督の徹底と連携を図り、公正かつ合理的、効果的な補助金の運用に努められたい。